

バーゼル委員会 市中協議文書 <2009年12月17日>

背景・経緯

- ピッツバーグ・サミットにおいて、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定し、同ルールを2012年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実にになった時点で段階的に行うことで合意。
- これを踏まえ、バーゼル委が具体的な内容につき検討を行ってきた包括的な規制改革案を発表。

市中協議文書に示された規制改革案の位置付け

- 各規制案は、バーゼル委で議論している「複数の選択肢」の中の一つ（いわゆる「叩き台」）。
- 市中協議を通じて寄せられた意見及び2010年前半に予定されている包括的な定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、最終的な規制のあり方は2010年後半に改めて検討。
- 新規制の実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実にになった時点で段階的に行い、金融市場の安定性及び「持続的な経済成長」との整合性を確保。
- 円滑な移行を確保する観点から、新規制の段階的实施に向けた措置やグランドファザリング（新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること）を十分に長期に亘り設定する方針。

市中協議文書（規制改革案）の概要

- 銀行セクターの強靱性の強化
 - － 自己資本の質の強化
 - － リスク捕捉の強化（カウンターパーティ・リスクの取扱いの強化等）
 - － レバレッジ比率規制（補完的指標）の導入
 - － プロシクリカリティ（景気変動増幅効果）の抑制
- 流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み
 - － 流動性規制の導入

今後のスケジュール

